

事務連絡
令和2年11月20日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課
認知症施策・地域介護推進課
老人保健課

クラスターの早期探知・早期介入のための取組みについて（周知）

社会福祉施設等における感染防止に向けた対応については、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)（一部改正）」（令和2年10月15日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）等においてお願いしているところです。

今般、新型コロナウイルス感染症対策分科会の緊急提言(令和2年11月9日)において、クラスターの早期探知の仕組みとして、「イベントベースドサーベイランス（EBS）」が国際的にも推奨されていること、また、クラスターの早期探知のために、既に各都道府県等において設置されている新型コロナウイルス感染症対策のための協議会等を活用し、高齢者施設及び医療機関等と協力することについて示されたことに伴い、厚生労働省より別紙のとおり各都道府県衛生主管部（局）等宛に送付されております。

貴部（局）におかれましては別紙の内容につきましてご了知いただき、衛生主管部局と連携していただくとともに、管内の関係団体及び関連施設に対する周知をお願いいたします。

なお、都道府県におかれましては、管内市区町村に対する周知をお願いいたします。

【別紙】

「クラスターの早期探知・早期介入のための取組みについて」（令和2年11月20日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）